

長野県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上伊那生協病院附属診療所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12223番地	平成21年1月1日
クリニックコスモス松川	下伊那郡松川町元大島1560	平成21年1月1日
藪原眞岡薬局	木曾郡木祖村藪原1151-1	平成20年11月1日
コスモファーマ高山薬局	上高井郡高山村高井千本前6436-4	平成21年1月1日
大久保医院	上田市生田5046	平成20年12月1日
佐藤薬局	飯田市松尾新井7008-3	平成21年2月1日
上川モリキ薬局	諏訪市上川三丁目2450-1	平成20年12月1日
島田内科クリニック	上高井郡高山村高井6432-2	平成20年12月16日
さくら薬局中野小田中店	中野市大字小田中423-1	平成21年1月1日
くまき整形外科・リウマチ科クリニック	中野市一本木282番地1	平成21年1月1日
さいわい歯科医院	塩尻市大門幸町8-5	平成21年2月1日
佐久平透析クリニック	佐久市岩村田1350-5	平成20年12月1日
山田医院	安曇野市豊科627-1の2	平成20年11月1日

地域福祉課

長野県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
慎 秀 賢	塩尻市大門三番町2-9	平成20年12月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
曙整骨院	塩尻市大門三番町2-9	平成20年12月1日

地域福祉課

長野県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

病院

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
社会医療法人財団慈泉会相澤病院	松本市本庄2丁目5番1号	社会医療法人財団慈泉会相澤病院	特定・特別医療法人慈泉会相澤病院	平成20年12月1日

地域福祉課

長野県告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
香山薬局	飯田市鼎東鼎35-1	平成20年12月31日
くまき整形外科・リウマチ科クリニック	中野市一本木282番地1	平成20年12月31日
佐久平透析クリニック	佐久市岩村田1350-5	平成20年11月30日
株式会社岩永薬局	佐久市望月15	平成21年1月1日
金沢薬局	佐久市中込1-18-11	平成21年1月1日
山田医院	安曇野市豊科627-1の2	平成20年10月31日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177-3	訪問看護ステーションちくほく	東筑摩郡麻績村麻3890-1	平成20年12月31日

地域福祉課

長野県告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

施術者

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 住 所	廃止年月日
慎 秀 賢	田川整骨院	塩尻市広丘吉田2699-3	平成20年10月25日

地域福祉課

長野県告示第144号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成元年長野県告示第387号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

第8を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所管地方事務所の長を経由するものとする。

生活排水課

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
飯綱町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
牟礼都市計画下水道事業 飯綱町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年12月9日から
平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

長野県告示第146号

中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日以降の貸付けに係る貸付金から適用します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

第3条第2号のウを削り、同号のエを同号のウとする。

第6条第3項中「経過して」の次に「(別に定める場合を除く。)」を加える。

別表の中小企業振興資金の項中「売掛金債権」を「流動資産」に改め、経営健全化支援資金の項中

特別 経営 安定 対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号（第7号を除く。）のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備 資金 運転 資金	3,000 万円	3,000 万円	年 1.80%	9年 以内	1年 以内	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じ て徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
原油 ・ 原材 料高 対策	原油・原材料価格の上昇に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	運転 資金	—	3,000 万円	年 1.80%	—	—	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じ て徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け

を

特別 経営 安定 対策	次のいずれかに該当する者 1 信用保険法第2条第4項各号(第7号を除く。)のいずれかに該当する認定企業で、経営の安定に支障を生じている者 2 取引先企業の倒産による関連倒産の防止のための資金を必要とする者 3 経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じている者	設備 資金 運転 資金	3,000 万円	5,000 万円	年 1.80%	9年 以内	1年 以内	7年 以内	1年 以内	分割 返済	必要に応じ て徴する。	不要。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。	保証 貸付 け
----------------------	---	----------------------	-------------	-------------	------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------------	-----------------------------	---------------

に改め、同表の再生支援資金の項中

長野県中小企業再生支援協議会の再生支援計画策定支援を受け、当該再生計画に基づき事業を行う中小企業者等であって、売掛債権を担保とした保証を利用する者

を

次のいずれかに該当し、事業再生を目的とした保証を利用する者
1 長野県中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援を受けている中小企業者
2 法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる中小企業者

に、「1年」を「3年」に改める。

経営支援課

長野県告示第147号

じん肺健康診断実施要綱(平成14年長野県告示第200号)の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

第4条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「委託医療機関」を「前条の規定によりじん肺健康診断を委託された医療機関」(以下「委託医療機関」という。)に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を同条第2項とする。

労働雇用課

長野県告示第148号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量(ジオイド測量)
- 2 作業期間
平成20年9月10日から平成21年2月28日まで
- 3 作業地域

松本市、上伊那郡中川村、下伊那郡松川町・大鹿村

建設政策課

長野県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 青貝築場停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市美麻17806番の2地先から 大町市美麻17793番の2地先まで	旧	2.8~ 3.5 m	0.0320 km
同 上	新	2.8~ 6.0	0.0348

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 青具築場停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市美麻17791番の4地先から 大町市美麻17791番の4地先まで	旧	2.0～4.0 m	0.0467 km
同 上	新	3.5～6.0	0.0467

道路管理課

長野県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 村山綿内停車場線
 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字福島字屋敷139番の6地先から 須坂市大字福島字屋敷180番の口地先まで	旧	5.0～9.2 m	0.3160 km
同 上	新	7.0～12.2	0.3160

道路管理課

長野県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 寺村南松本停車場線
 2 供用を開始する区間
松本市双葉358番の69地先から
松本市双葉358番の69地先まで
 3 供用を開始する期日 平成21年3月27日

道路管理課

長野県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 青具築場停車場線

- (2) 供用を開始する区間
大町市美麻17806番の2地先から
大町市美麻17793番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月19日

- 2(1) 路線名 青具築場停車場線

- (2) 供用を開始する区間
大町市美麻17791番の4地先から
大町市美麻17791番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月19日

道路管理課

長野県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 村山綿内停車場線

- 2 供用を開始する区間
須坂市大字福島字屋敷139番の6地先から
須坂市大字福島字屋敷180番の口地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成21年3月19日

道路管理課

長野県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年4月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 路線名 403号

- (2) 供用を開始する区間
長野市松代町清野字河原新田9番の1地先から
長野市松代町岩野字川式1504番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月22日

- 2(1) 路線名 松代篠ノ井線

- (2) 供用を開始する区間
長野市松代町清野字河原新田9番の1地先から
長野市篠ノ井東福寺字前久保2614番の2地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成21年3月22日

道路管理課

長野県教育委員会教育長告示第1号

長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程（昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月19日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

第13条中「年賦又は半年賦の均等払方式」を「年賦、半年賦又は月賦の均等払方式（月賦の場合にあっては、口座振替の方法によるものとする。）」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式第4号)(第7条関係)

誓 約 書

年 月 日

長野県教育委員会教育長 殿

奨学生 本人	住民票 記載の 住 所	〒 TEL		印
	氏 名			
連 帯 保証人	現住所	〒 TEL		印
	氏 名		本人との続柄	
連 帯 保証人	現住所	〒 TEL		印
	氏 名		本人との続柄	

借 用 の 明 細				
奨学生番号				
学 校 名				
借 用 期 間		借用月額	月数	借用予定総額
年 月分～ 年 月分		円	月	円
		円	月	円

この度長野県奨学生として奨学金・遠距離通学費の貸与を受けるに当たり、下記のことを誓約します。

記

- 今後、一層学業に励み、操行を慎んで必ず成業します。
- 長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程を守り、指示事項に従い、必要な手続きは怠りなく行う等、奨学生としての責務を果たします。
- 前記の各事項に反する行為があったときは、奨学金・遠距離通学費の貸与の決定を取り消す等の処置をとられても異議ありません。
- 貸与を受けた奨学金・遠距離通学費については、長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程第13条の規定により、返還の義務を誠実に履行します。
- 奨学金・遠距離通学費の返還を怠った場合には、延滞利息を課され、返還期限の到来前において、返還未済額の全部の返還を請求されても異議ありません。
- 保証人は、本人と連帯して返還債務及び延滞利息を負担します。

(様式第5号)(第12条関係)

借 用 証 書

借用金額

奨学金等()として、上記金額を借用しました。

ついては、規定に従って返還明細書のとおり滞りなく返還します。

もし、正当な事由なく返還が遅延しましたときは、返還すべき額について、規程の割合により計算した遅延利息を納めます。

平成 年 月 日

長野県教育委員会 教育長 様

本人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

返 還 明 細 書					
奨学生番号	氏名	生年月日	学校番号	学校名	
貸 与 期 間		貸与月額	貸与月数	貸与総額	貸与終了事由
年 月～ 年 月		円	月	円	卒業 辞退 退学 死亡 その他
返 還 期 間		返 還 方 法	返 還 回 数	返 還 金 額	最 終 返 還 額
始期年月	終期年月	返還方法は右の1.2.3から選んで○をする	1 年賦 6月返還	円	円
進学予定	あり・なし		2 半年賦 6.12月返還	円	円
			3 月賦 口座振替のみ	円	円
学校長の確認印					

住所原票

卒業後の連絡先	住所											
	住所方書											
	郵便番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
	電話	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
本人	勤務先											
	勤務先の現在地											
	本籍											
	住民票に記載の住所	郵便番号	電話									
連帯保証人	氏名	生年月日	大正昭和	年	月	日生	本人との続柄					
	本籍											
	現住所	郵便番号	電話									
連帯保証人	氏名	生年月日	大正昭和	年	月	日生	本人との続柄					
	本籍											
	現住所	郵便番号	電話									
住所略図												
主要国私鉄下車駅	線 駅											
主要国私鉄駅から自宅までの経路	1 徒歩	より					分	(行き)	2 バス 乗車停留所名 下車停留所名		
自宅までの経路図												

高校教育課

長野県教育委員会教育長告示第2号

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程(昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月19日

長野県教育委員会教育長 山口 利 幸

第2条第3号を次のように改める。

(3)世帯の全収入額(前年度の年収)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準

の例により算定した当該世帯の基準額(年収に換算)に100分の150を乗じて得た金額以下である世帯に属する者

第9条中「学校長を経て修学生に」を「修学生に口座振替の方法で」に改める。

高校教育課

選告示第12号

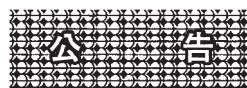
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成21年3月19日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表中	を	35,346	に改める。	35,320
		361,213		360,996
		7,658		7,648
		22,843		22,865
		17,830		17,797
		9,110		9,085
		10,756		10,763
		9,138		9,135
		9,556		9,529
		102,184		102,133
		60,506		60,460
		46,713		46,675
		20,897		20,856
		28,732		28,672
		14,002		13,958
		19,650		19,627
		11,955		11,947
		19,043		19,004
		9,162		9,170
		19,473		19,447
8,495	8,491			
7,456	7,445			
21,408	21,428			
18,077	18,102			
37,999	38,018			
21,629	21,616			
8,390	8,393			
26,438	26,403			

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品及び数量
プロジェクト等 一式
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書による
 - (3) 借入期間
平成21年4月6日から平成26年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
 - (4) 入札方法
1月当りの賃貸額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されているものであること。
 - (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026(235)7071
- 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成21年3月27日(金) 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所